

気づいて 学んで つなごう

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第40号

消費者相談や消費者被害に関する情報、
これって消費者被害かな？という疑問等
ありましたら、消費者ネットワークわかやま
までお気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま

〒640-8323 和歌山市太田三丁目 10 番 10 号 わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

2022 年 6 月

消費者ネットワークわかやま

第 12 回総会開催のご報告

2022 年 4 月 23 日(土)13 時から、県民交流プラザ「ビック愛」において、第 12 回総会を開催しました。総会は、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、オンラインとのハイブリットでの開催としました。総会では全議案が承認されました。

総会后 3 年ぶりに記念落語会も開催することができました。

岡代表世話人の開会挨拶

140 年ぶりに民法が改正され、2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることを受け、何がかわるのか、それによりどのような被害が予測できるかをテーマに講演会や啓発活動を開催しました。新しい試みとしては、和歌山大学との共催で、オンデマンドでの講義を和歌山大学の全学生を対象に行ないました。

消費者ネットワークわかやまは弁護士、司法書士、消費者団体など様々な団体から構成されている横断的なネットワークであることが強みです。今年度も、行政や大学、他団体との連携を強め、引き続き成年年齢引き下げをテーマに取り組んでまいります。

引き続き皆様のご理解とご協力をいただきながら活動していきます。



代表世話人 岡 正人



記念落語会

「笑って撃退！」

～最新悪質商法の手口と対策～

落語家

笑福亭 笑助 さん



ご来賓の方にお祝いのメッセージを頂きました。(順不同)

- 和歌山県環境生活部 中村県民局長 ●和歌山市民環境局 田伏市民部長
- 消費者支援機構関西(KC's) 飯田副理事長

2022 年度活動計画について

1. 会員を増やす取り組みをすすめます。
2. 会員の皆様や県民が消費者被害に合わない為の情報提供を行ないます。
3. 消費者啓発に向けた学習会の実施を広げます。
4. 消費者行政のヒアリング調査（9市）を行ないます。
5. 県内外の関係団体との連携をすすめます。

2022 年度役員・世話人

(代表)	岡	正人	(弁護士)
(副代表)	山本	美佐子	(司法書士)
(副代表)	川端	敏弘	(司法書士・行政書士)
(会計監査)	赤井	カホル	(消費生活アドバイザー)
(世話人)	由良	登信	(弁護士)
(世話人)	高橋	徳幸	(公益社団法人 和歌山県労働者福祉協議会)
(世話人)	藤井	延子	(和歌山県生活協同組合連合会)
(世話人)	上垣	雅史	(和歌山県生活協同組合連合会)
(世話人)	大塚	太加守	(わかやま市民生活協同組合)

★お知らせ:HP をリニューアルいたします。(7月中旬予定)<https://www.cnw-wakayama.jp>

和歌山県消費生活センターに寄せられる相談の現状や傾向をお聞きしました。

令和3年度に県消費生活センターに寄せられた相談の件数は、5,116 件で前年度と比べて 554 件、9.8%の減少となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症に関連したトラブルが減少したことが、主な要因だと考えられます。

寄せられた相談の内容を見ますと、化粧品・健康食品の定期購入トラブル等に関する相談がとて多く寄せられました。これは、「インターネットや SNS で「初回無料」や「お試し500円」と記載されている広告を見て、一回だけのつもりで商品を注文しても、数回購入しなければならない『定期購入』が条件になっており、総額として注文時に想定した以上の金額を支払うことになった。」といったものです。



和歌山県消費者生活センター
所長（県参事） 嶋岡 真志 氏

ネット通販などの通信販売は「クーリング・オフ」ができないため、いったん注文すると、簡単に契約を取り消すことはできません。このようなトラブルを防止するために、商品を注文する際は、販売サイトなどを隅々まで確認し、「定期購入が条件になっていないか」「支払うことになる総額はいくらか」「返品・解約できる場合の条件はどうか」等、契約内容をしっかり確認することが大切です。

その他にも、「間違いを装ったメールやマッチングアプリで知り合った相手とのやり取りがきっかけで、出会い系サイトに誘導され、連絡先の交換のために必要などと称して次々と金銭を要求された」といった出会い系サイトなどに関する相談が増加しました。

また、若者を中心に「SNS やインターネットで見つけた内職や副業などのもうけ話で、トラブルに遭ってしまった」といった相談が急増しました。

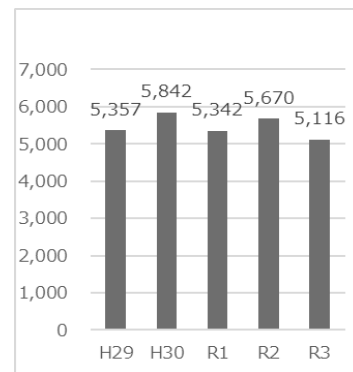
このように、消費生活センターには若者からの相談も多く寄せられている中、民法改正により、今年の4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳になれば親の同意を得ることなく一人で契約ができるようになる一方で責任も生じるようになりました。

契約に関する知識や社会経験が少なく、未成年者契約の取り消しができなくなって間もない若者をターゲットにする悪質な業者もいるため、若者の消費者トラブル増加が懸念されます。

【消費生活相談件数の推移】

このような消費者トラブルを未然、拡大防止するためには、関係機関、関係団体の皆様のご協力が不可欠です。

今後も皆様からの御支援・御協力をお願い申し上げます。



〔消費生活相談件数の推移〕

☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 22 団体(その内、特定適格消費者団体 4 団体)が活動しています。

◎消費者支援機構関西(KC's)の株式会社ハウワイへのお問合せ活動

株式会社ハウワイ(以下「同社」という。)が販売していた「エターナルアイラッシュ」(まつ毛美容液)と「重ね発酵ハーブ茶」(痩身効果を標ぼうするお茶)に対して、2021年6月3日、消費者庁から景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号「優良誤認」に該当)として措置命令が出されました。消費者支援機構関西(以下「当団体」という。)では、同社が返金対応を行っていることを当団体 Web サイトにて情報提供することにしましたが、その後、同社 Web サイトから、優良誤認表示を行っていたことと返金対応する旨の告知が削除されていたことが判明しました。

10月5日、当団体は同社に対し、措置命令の対象となった当該表示を行った期間の販売数量と価格、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠、措置命令を受けて Web サイトで行っていた返金対応する旨の告知を削除した理由を問い合わせました。

10月8日付同社回答では、Web サイトの告知を削除した理由は消費者庁と確認の上行っていた、表示の裏付けとなる合理的な根拠については、「お客様から頂いたアンケートやレビューの内容を元に作成している」「消費者庁よりこの内容だと根拠となる資料ではないと言われている」との回答でした。当団体は同社の回答は不十分と判断し、12月7日、同社に対し、同社 Web サイトに「お詫びと告知」を掲載した期間、措置命令に該当する期間に同社以外の楽天・Yahoo!・amazonの Web サイトにて販売された実績、措置命令の対象となった商品の効能に関する根拠及び理由について再お問合せしました。

12月23日付同社回答では、「お詫びと告知」の掲載期間、措置命令に該当する当該表示を行った期間の販売実績は明らかになりましたが、商品の効能に関する根拠及び理由については、先の回答と同様の内容でした。そのため当団体は、これ以上やりとりを続けるよりも、同社が返金を行っていることを消費者に情報提供したほうが良いと判断し、同社の確認を取ったうえで、3月11日、消費者への告知と同社への「お問合せ」「再お問合せ」書面を当団体 Web サイトに掲載しました。以上の経過により、同社へのお問合せ活動は終了しました。

詳しくは下記のKC'sのホームページをご覧ください。

http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001180



2022年度第1回公開学習会のお知らせ

「 知っておきたい 消費者契約法 」

日 時:2022年10月8日(土) 14時00分～15時30分

会 場:未定(会場については 別チラシでお知らせします)

講 師:岡 正人 氏(弁護士)

劇団でんでん(NPO法人消費者サポートネット和歌山)

募集定員 会場参加:定員30名(定員になり次第締切り)

WEB参加:定員50名(定員になり次第締切り)

学習会内容

消費者契約法に関するお話を、寸劇を交えながら 楽しく学習しましょう



【第1回公開学習会に関するお申込みお問い合わせ】

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL:073-474-1124

HP <https://www.cnw-wakayama.jp> (7月中旬以降)

～消費者ネットワークわかやまに加入しましょう～ 2022年度新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報(四季だより)、ホットな消費者見守りニュース(消費者被害防止の啓発チラシ)をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、2022年度新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

きりとせん

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)

申込日:2022年 月 日

団体名または個人名

ご担当者名様(団体の場合ご記入下さい)

☎: メール

年会費 円(個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座 口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 岡 正人

※銀行から上記口座にお振込の場合 店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026